鈴土第2031号
令和6年3月26日

関係各位

鈴鹿市長　末松　則子

道路等の境界確認に関する自治会長の出席の変更について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政各般にわたり格別の御尽力、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の道路等における境界確認におきましては、より公平な土地の境界確認に資するとともに、住民異動や不動産取引、工事状況などの情報を得る機会となること等の理由により自治会長の御出席をお願いしてまいりました。

しかしながら、近年、社会情勢等の変化に伴い、自治会を取り巻く環境や自治会長となられる方の状況も大きく変化してきており、全ての自治会長様に道路等境界確認への御出席を求めることについて、見直しの必要性が生じてまいりました。

つきましては、このような現状を踏まえ、「道路等境界確認に関する取り扱い」を下記のとおり変更いたしますので、御了承・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1．変更内容

これまでと同様に、道路等の境界確認の実施案内は、全ての自治会長様に必ず周知連絡してください。

その上で、当該境界確認への参加は、各自治会の「任意」といたします。

出席の場合は、これまでと同様の取り扱いとし、立会い後の境界確認書への署名、押印をお願いいたします。

出席しない場合は、境界確認書への署名・押印は不要ですが、周知連絡を実施したこと、欠席の確認をした旨を書面にて作成の上、境界確認書に添付して御提出いただきますようお願い申し上げます。

2．変更時期

令和6年4月1日から変更いたします。

【事務担当】
鈴鹿市土木部土木総務課
公共用地管理グループ
TEL059-382-9084
FAX059-382-7612

2024.3.22

自治会長の道路等境界確認に関する取り扱いの変更について

１．変更理由

現在、本市における自治会長の道路等境界確認に関する取扱いは、自治会長の出席及び境界確認書への署名及び押印をお願いしている。この理由として、土地の境界確認は、土地の所有者による和解の協議であり、地域に精通した人が現地立会いにより境界を確認する「人証法」に基づき、地元精通者としての第三者の意見を仰ぐことで、より公平な土地の境界確認に資するとともに個人間のトラブルを未然に防ぐことに繋がるほか、自治会内での住民異動や不動産取引、工事状況などの情報を得る機会ともなる。

しかしながら、近年、社会情勢の変化に伴い、自治会を取り巻く環境や自治会長となられる方の状況も変化してきており、現地立会いに出席されても境界に関して判断いただくことはほとんどなく、全ての自治会長に道路等境界確認への立会いを求めることについて、自治会長ご本人や申請代理人より疑義や相談が寄せられることもある。

また、一方で、自治会長による境界確認を重視し、引き続き必要であると判断する自治会もあることや事案によっては自治会長のほか、現地に精通した農業委員等にも協力をいただくこともある。

このような現状を踏まえ、自治会（自治会長）の道路等境界確認に関する取り扱いを次のとおり変更いたしたい。

２．変更内容

①道路等境界確認（官民境界）の実施案内は、全ての自治会長へ行う。

②境界確認への出席の有無は、自治会（自治会長）の「任意」とする。

（出席の場合）

現状どおりの取り扱いとし、確認後の境界確認書への署名、押印を要す。

（欠席の場合）

申請者（申請代理人）による自治会長欠席の旨を記した書面提出を要す。

３．周知方法等

①周知方法　広報に合わせ、各自治会長あて通知文を送付。
三重県土地家屋調査協会、三重県宅地建物取引業協会、行政書士会等、関係団体へ通知文を送付。

②変更時期　令和　　年　　月から

※参考資料

①鈴鹿市道路等の境界等確認事務取扱要綱　抜粋

②鈴鹿市事務自治会委託要綱　抜粋

③自治会長への周知文案

【参考資料】

①鈴鹿市道路等の境界等確認事務取扱要綱

平成18年３月29日告示第57号

鈴鹿市道路等の境界等確認事務取扱要綱

（立会い等）

第５条　申請者は，当該申請箇所に隣接する土地所有者，対側地の土地所有者その他の当該申請箇所に利害関係のある者（以下「利害関係者」という。）及び自治会長に立会いの依頼をしなければならない。

２　市長は，境界等確認をするため，申請者及び立会者（前項の依頼を受け，境界等確認に立ち会う者をいう。以下同じ。）を当該申請箇所に立ち会わせるものとする。この場合において，申請者は，境界等確認に出席した立会者を確認するため，立会者名簿を作成し，署名を求めるものとする。

３　市長は，立会いが成立した場合で，境界確認が成立したときはコンクリート杭又はこれに代わる境界標を，道路の中心線の確認が成立したときは道路中心鋲を，原則として申請者に設置させるものとする。

４　前３項の規定にかかわらず，境界等確認をしようとする土地について，不動産登記法第14条第１項に規定する地図があるとき，又は道路等の境界を明確に確認することができるときは，当該土地に係る現地での立会いを省略することができる。

（境界確認書の提出）

第６条　申請者は，境界等確認が成立したときは，境界確認図を添付した境界確認書（第４号様式。以下「確認書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　確認書　申請者の署名，実印（住所を有する市区町村に登録されている印鑑をいう。）の押印及び印鑑登録証明書の添付並びに利害関係者（自治会長が立会いをした場合にあっては，利害関係者及び自治会長）の署名及び押印がされていること。

（２）　境界確認図　境界線を表示し，境界標の位置，境界線の断面，恒久的地物からの距離等を明示するなど，復元可能な実測による平面図とするものとする。この場合において，道路中心線を確認したときは，境界確認図に道路中心線を表示し，中心点の位置を明示するものとする。

２　確認書と境界確認図が分離されている場合は，必ず押印者全員の割印をするものとする。

②鈴鹿市事務自治会委託要綱

昭和35年12月１日要綱第７号

鈴鹿市事務自治会委託要綱

（委託事項）

第３条　市が自治会に対し委託する事務（以下「委託事項」という。）は，別表のとおりとする。

別表（第３条関係）

自治会委託事項

委託事項	内容		所管課
広報紙その他連絡事務等	広報すずかの配布	（月２回）	情報政策課
	市及び公共団体からの周知文書等の配布及び回覧	（随時）	関係課
募金協力	各種募金への協力	（随時）	健康福祉政策課
各種委員等の推薦	各種委員等の推薦	（随時）	関係課
要望の取りまとめ等	自治会での要望の取りまとめ，立会い調査，調整，確認，協議その他苦情処理等	（随時）	関係課